



COVID-19 疫病動向及び政策速報

2020.3.20-2020.3.26

一、COVID-19 疫病動向

1. 国内感染症動向

* 2020 年 3 月 25 日 0:00-24:00 の新規増加人数

	感染確認	重症	死亡	治癒
全国	67	67	6	401

*2020 年 3 月 25 日 24:00 時点の累計人数

	感染確認	重症	死亡	治癒
全国	81285	541	3287	74051

2. 国外感染症動向

*2020 年 3 月 25 日 24:00 時点

	現在感染確認	累計感染確認	累計死亡	累計治癒
イタリア	57521	74386	7503	9362
ドイツ	32266	35743	187	3290
スペイン	38809	47610	3434	5367
フランス	20002	25233	1331	3900
日本	948	1277	44	285
韓国	4966	9241	131	4144
オーストラリア	2282	2317	8	27
アメリカ	64475	65778	942	361



二、リーグ観点

1. 国務院記者会見：「健康コード」の省間相互承認メカニズムの構築を推進

3月20日、企業の業務・操業再開を更に推進、加速するため、国からの「健康コード」の省間相互承認メカニズムの構築要望が高まり、低リスク地区間の人員と貨物の流動に対して、必要な健康証明の**全国的な相互承認**を推し進め、これ以上敷居を設置したり、人員に対する隔離措置をとってはならないと求められた。

当面、全国の低リスク地区は全体の98%を占め、相互承認の基盤となるデータの共有と、各省のシステム改造が整え、次の段階は、各省が現地の状況に合わせ、以下の3つのパターンを通して、「健康コード」の省間相互承認を実現すれば良い。

- 1) 現行の健康通行コードを変更することなく、地域間の防疫健康情報のデータ共有を通じて、現地の健康通行コードに地域間の相互承認機能を追加する。
- 2) 各地の健康通行コードと全国一体化プラットフォームの防疫情報コードとのドッキングにより、全国一体化プラットフォームの防疫情報コードを通じた、地域を跨る健康通行コードの相互承認を実現する。
- 3) 健康通行コードを開通していない地域は、全国一体化プラットフォームの防疫情報コードを直接採用することができる。

2. 上海市で就業補助金の支給政策を

3月20日、上海市は、春節期間に防疫作業を支援した重点企業、疫病の影響を受けている困難な業種の企業に対して補助金を与えると発表した。

1) 重点企業の実業補助金

——補助対象：春節期間（2020年2月9日24時まで）に、生産機能を緊急徴用された企業と、規定通りに区経済委員会（商務委員会）の承認及び市経済情報化委員会への届け出を経て業務の再開をした企業。

——補助金基準：一人当たり**1,500元**（春節期間の実際の操業再開の人数に基づく）、1社一回のみの申請を限度に、500万元の上限を設定する。

2) 困難な業種の企業への就業安定補助金

——補助対象：以下のとおり、**4類の新型肺炎の影響で被害が甚大な業種の企業**であり、同時に2020年1月1日前に設立され、規定どおりに社会保険料を納付し、2019年の人員削減率が5.5%を超えないという3つの条件を満たさなければならない。



- a. 宿泊・飲食（ホテル、旅館、外食出前サービスを含む）。
- b. レジャー娯楽（記念館、スポーツ館、ネットカフェなどを含む）。
- c. 交通運輸（都市軌道交通、バス旅客輸送、空港、鉄道輸送などを含む）。
- d. 観光（旅行会社及び関連サービス、観光地管理の2種類）。

——補助金基準：一人当たり 800 元（申請時、都市従業員社会保険の前月分の納付者人数に基づく）、1 社一回のみの申請を限度に、500 万元の上限を設定する。

*条件を満たす使用者は同時に重点企業の就業補助金と困難企業の就業安定補助金を享受できる。使用者は政策公布から疫病の収束後の 3 ケ月以内に申請手続きを行なうべきであり、期限を過ぎた場合は受理しない。

三、COVID-19 疫病関連各地の政策

1. 国レベルの重要政策

公布部門	公布日	政策概要
1.1 国務院	2020 年 3 月 17 日 公衆の科学的なマスク着用ガイド	一般公衆、特定場所の人員、重点人員及び職業暴露者に基づいて分類し、異なるシチュエーションに応じたマスク着用について提案している。
1.2 国務院	2020 年 3 月 18 日 新型肺炎の影響への対応。 雇用安定措置の実施に関する意見	6 つの方面を巡った 22 条の意見を提出している。中には、不合理な操業再開審査の取り消しを含む。また、失業保険の雇用安定補助金の還付拡大、人員削減がない、または人員削減が少ない中小零細企業に対し、還付基準を最大で企業及び従業員の昨年度に納付した失業保険料の 100%にするなどの意見が含まれる。
1.3 税関総署	2020 年 3 月 19 日 口岸疫病の予防・制御の統合と通関利便化活動措置リスト	「荷主の立会い不要」の検査実施、消毒除菌類の化粧品に対して入国後に中国語のラベルを貼り、「先に通過、後に検査」等の措置を求めている。重点的な口岸において農産物、食品の「グリーンチャンネル」を開設する。



2. 北京市の重要政策

公布地区	公布日及び政策	政策概要
2.1 北京市	2020 年 3 月 16 日 疫病の予防・制御に全力を 尽くしている秩序的な企 業の業務・操業再開に関す る措置	企業の業務・操業再開の秩序的な進行を保障 する 10 措置を発表し、主な内容として、企 業に対して防疫安全要求の厳格な実行を督 促すること、企業の防疫物資の調達に協力す ること、企業の雇用保障を強化すること、物 流と交通保障を強化することなどが含まれ ている。

3. 上海市の重要政策

公布地区	公布日及び政策	政策概要
3.1 上海市	2020 年 3 月 16 日 本市企業の業務・操業・市 場再開、届出活動の調整に 関する通知	特定の状況を除き、上海市の工商業企業と自 営業者（中国語：个体工商户）の業務・操業・ 市場再開の届出を取り消し、直接に操業再開 することができる。

4. 江蘇省の重要政策

公布地区	公布日及び政策	政策概要
4.1 蘇州市	2020 年 3 月 19 日 全市の各業界の企業業務・ 操業再開の加速に関する 通知	以下の内容を明確にしている。 1) 商取引業界は、届出なしで直接に操業再 開ができる。 2) 飲食業界は、自主的に操業再開を決める ことができる。 3) 文化・観光・娯楽業界につき、一部は届 出なしで操業再開ができる。一部は関係 部門からの通知があり次第、操業再開が できる。 4) 体育館は防疫対策後の操業再開ができ る。

5. 浙江省の重要政策

公布地区	公布日及び政策	政策概要
5.1 浙江省	2020 年 3 月 17 日	四大業界の企業と条件を満たす小規模・零細 企業の自用不動産、土地に対し、3 ヶ月間の



	防疫に係わる不動産税、都市郷鎮土地使用税の減免政策の実施に関する通知	不動産税、都市郷鎮土地使用税を免除する。同時に、各種の経営用不動産の貸主が困難な企業のために、疫病の流行期間中の家賃を減免するよう推奨する。
5.2 杭州市	2020 年 3 月 21 日 疫病防止措置の調整に関する通告	以下の内容を明確にしている。 1) 入国者の予防・制御措置。 2) 公共場所及び交通機関による「検温+コード確認」等の管理措置の廃止。 3) マスクの不着用が可能な状況。 4) 開放が許可される公共・経営場所。

6. 四川省の重要政策

公布地区	公布日及び政策	政策概要
6.1 四川省	2020 年 3 月 18 日 全国一体化政務サービスプラットフォームを頼りに、「健康通行コード」相互承認を推進する通知	以下の内容を明確にしている。 1) 四川省と健康申告証明書（健康コード）の相互承認合意書を締結している 10 省市からの人員に対し、地元の「健康コード」、国家の「防疫情報コード」又は紙の健康証明書を所持した場合、承認する。 2) その他、全国一体化政務サービスプラットフォームの「防疫情報コード」を所持する者は、すべて承認する。

7. 山東省の重要政策

公布地区	公布日及び政策	政策概要
7.1 山東省	2020 年 3 月 21 日 山東省の健康コードはすでに 13 省の間で相互承認が実現	3 月 20 日の時点で、山東省の健康コードはすでに四川、新疆、江蘇、広東、上海、海南、浙江、吉林、安徽、内モンゴル、福建、河南、青海 13 の省（区、市）間で相互承認が実現されている。相互承認が適用されない省からの人員に対して、引続き 14 日間の隔離政策を実施する。
7.2 山東省	2020 年 3 月 21 日 入国者は日程の事前告知	入国者のフライトが到着 3 日前にその家族或は親族は所在地の村居（コミュニティ）に



	が必要	対し、帰国予定日、フライト便名、入国税関、滞在歴、健康状況、パスポート番号、連絡先などの情報を申告しなければならない。
--	-----	---

8. 参考リンク：

- 1.1 http://www.gov.cn/xinwen/2020-03/18/content_5492709.htm
- 1.2 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-03/20/content_5493574.htm
- 1.3 <http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/2892073/index.html>
- 2.1 http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202003/t20200315_1706857.html
- 3.1 <http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2315/nw31406/u21aw1432957.html>
- 4.1 <http://www.suzhou.gov.cn/szsrnzf/szfy/202003/0c78bd18c7f047cd98d76fa4c519772f.shtml>
- 5.1 http://zhejiang.chinatax.gov.cn/art/2020/3/17/art_7575_449413.html
- 5.2 http://www.hangzhou.gov.cn/art/2020/3/22/art_812262_42345782.html
- 6.1 <http://www.sc.gov.cn/10462/c102278/2020/3/18/5dd9a800da744408b04f36ec12df8b1e.shtml>
- 7.1 <https://mp.weixin.qq.com/s/u9wFfvEHPr2qlO4zd-laMA>
- 7.2 <https://mp.weixin.qq.com/s/pPbTrsECjZr1mER1fgvA8g>

*上記の内容は、政府の公開情報に基づいて整理したものであり、今後調整される可能性もありますので、実際の運用に際しては、現地政府または当事務所までご確認ください。

COVID-19 クライアント特別対応チームより

COVID-19 疫病動向及び政策速報 月曜日・木曜日発表

COVID-19 クライアント特別対応チームの連絡窓口：

中国語： 徐辰璘 (Cheryl Xu) Cxu@a-zlf.com.cn
日本語： 鈴木聡美 (Suzuki Satomi) Suzuki@a-zlf.com.cn
英語： Elena Gomez Egomez@a-zlf.com.cn

©2020 上海リーグ法律事務所 All RIGHT RESERVED